

改正

平成30年10月30日告示第135号

竜王町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）および介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令および介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）における用語の例による。

(指定の期間)

第3条 省令第140条の63の7の規定により町が定める期間は、当該指定の翌日から起算して6年間とする。

(指定の申請等)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定することを決定したときは介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（更新）決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第5条 指定事業者は、指定の申請内容に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、または休止しようとするときは、当該廃止または休止の日の1月前までに、休止した当該指定に係る事業を再開したときは、当該再開した日か

ら10日以内に介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止・再開届出書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 3 指定事業者は、前項の規定による総合事業の廃止または休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該総合事業の廃止または休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、第1号介護予防支援事業を行う事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（指定の更新の申請等）

第6条 法第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定の更新に係る申請は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（別記様式第5号）により行うものとする。

- 2 町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の更新をすることを決定したときは介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（更新）決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

（指定の取消し等）

第7条 町長は、法第115条の45の9の規定により指定を取り消し、または期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止したときは、当該指定を取り消され、または指定の全部もしくは一部の効力を停止させられた者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者取消（停止）通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（事業所情報の提供）

第8条 町長は、第4条から前条までの規定による指定、指定の更新、届出の受理、指定の取消しまたは指定の停止（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、滋賀県、滋賀県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- （1） 事業所の名称および所在地
- （2） 事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名および住所
- （3） 指定等の年月日
- （4） 介護保険事業所番号
- （5） サービスの種類
- （6） 運営規程

(7) その他町長が必要と認める事項

(公示)

第9条 町長は、法第115条の45の8第3項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る法第115条の45の8第4項による公示は、当該命令に係る事業所に関する次に掲げる事項を告示することにより行う。

(1) 事業所の名称および所在地

(2) 事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所

(3) 介護保険事業所番号

(4) サービスの種類

(5) 当該命令の年月日

(6) 当該命令の内容

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年10月30日告示第135号)

この告示は、平成30年10月30日から施行する。